

香芝市環境審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月20日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第22号

香芝市環境審議会規則の一部を改正する規則

第1条 香芝市環境審議会規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）環境保全に関する事務を所掌する部の長

第2条 香芝市環境審議会規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15人」を「10人」に改め、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。